

# 認知症対策・権利擁護の推進

平成26年7月  
保健福祉局認知症対策室

## 《本市の現状》

- ・高齢者人口26万人超のうち、3万人超が認知症高齢者
- ・高齢者人口の約8人に1人(出現率13.0%)に認知症の症状が見られ、今後、高齢化の進展に伴って急速に認知症高齢者が増加することが見込まれる

## 【現在の認知症施策】

第三次高齢者支援計画(H24~26)に基づき各種対策事業を推進  
-施策の方向性-

- ①総合的な認知症対策の推進
  - ・認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援
  - ・認知症高齢者の安全確保
- ②権利擁護・虐待防止の充実・強化
- ③高齢者を支える家族への支援

## 《課題》

- 予防意識をさらに高める必要性
- 医療機関の受診、連携体制のさらなる充実
- 在宅生活を支援する介護サービスのさらなる充実
- 認知症に対する地域の理解
- 安全確保に対する住民理解の全市的な広がり
- 若年性認知症の人への対応
- 家族への相談体制のさらなる充実
- 権利擁護・虐待防止の充実・強化

## \* 国の動向(参考)

### 《全国の認知症高齢者の現状(国の調査)》

認知症及び軽度認知障害(MCI)をあわせた高齢者数が、約862万人と推計

(内訳)認知症高齢者数	約462万人
MCI(正常と認知症の中間の人)	約400万人

### 《国の認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン) \*H24. 9月公表》

- 1 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
- 2 早期診断・早期対応
- 3 地域での生活を支える医療サービスの構築
- 4 地域での生活を支える介護サービスの構築
- 5 地域での日常生活・家族の支援の強化
- 6 若年性認知症施策の強化
- 7 医療・介護サービスを担う人材の育成

## \* 基本的な考え方(案)

- (1)市民ひとりひとりが認知症のことを正しく理解する
- (2)認知症の状態に応じた認知症の人とその家族を支援するための仕組みづくり(連携強化)
- (3)認知症の人とその家族、地域を支える人材を育成する
- (4)権利・尊厳を尊重する

\* 認知症実態調査などから

## 方向性と主な内容(例示)

### 【認知症対策】

#### 1 予防

- 【予防】
  - ・認知症予防の拡充
  - ・生活習慣病との関係性についての啓発活動

#### 2 地域での生活を支える医療と介護

【早期診断・早期対応】

- ・「認知症初期集中支援チーム」の設置、拡充
- ・「認知症疾患医療センター」の拡充
- 【地域での生活を支える医療サービスの構築】
- 【地域での生活を支える介護サービスの構築】
- 【医療・介護サービスを担う人材の育成】

#### 3 地域での日常生活・家族の支援の強化

【認知症の正しい知識の理解】

- ・認知症ポーター養成講座
- 【介護家族への支援】
- ・認知症カフェの設置への支援
- 【認知症高齢者の安全確保】
- ・徘徊模擬訓練の開催
- 【地域での日常生活】

#### 4 若年性認知症施策の強化

【若年性認知症の支援体制の強化・啓発】

- 【居場所づくり】
- 【介護家族への支援】
- #### 5 地域・民間・行政が一体となった取り組みの推進
- 【認知症ポーター養成講座へのさらなる取組み】
- 【地域が一体となった認知症対策への取組み】

### 【権利擁護】

#### 6 高齢者の虐待防止対策の充実

- 【早期発見・早期対応】
- 【対応能力強化】
- 【虐待防止の発信力強化】

#### 7 高齢者の権利擁護の推進

- 【権利擁護の発信力強化】
- 【市民後見人の育成・活用】

高齢者と家族を見守り支え合うまち

認知症対策・権利擁護の推進  
方向性の柱 1 「予防」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
・予防意識をさらに高める必要性	<p>【参考データ】</p> <p>【認知症に関する意識及び実態調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「予防活動等に取り組む必要を感じない」 H20 15.3% ⇒ H24 19.4%</li> <li>●「自宅でもできる簡単な予防活動があれば取り組みたい」 H20 53.4% ⇒ H24 40.4%</li> </ul> <p>【予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の予防に対する意識の向上と、認知症の正しい理解の普及が必要である。</li> <li>・最近の研究では、認知症と生活習慣病(糖尿病など)の関係が明らかになっており、認知症を予防する(認知症の発症を遅らせる)ためには、生活習慣病の予防が重要である。</li> <li>・本市では、健康づくり推進プランを策定し、生活習慣病予防、介護予防に取組んでおり、さらに認知症予防事業を一体的に取組むことが重要である。</li> <li>・「認知症予備軍」と言われる軽度認知障害(MCI)について、状態を悪化させないという点から対策が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症予防教室」は、現在市内21箇所で開催されているが、毎年新規立ち上げが1~3箇所である。一方、廃止する所もある。</li> <li>・現在、心臓病や脳卒中、CKD予防としての生活習慣予防対策は実施されているが、生活習慣予防が認知症予防につながるという認識は十分とはいえない。</li> <li>・介護予防事業として一次予防事業、二次予防事業などを実施しているが、認知症予防の視点は十分とはいえない。</li> <li>・「脳の健康度テスト」によって、MCI疑いの結果が出た人のフォローが十分とはいえない。</li> <li>・「脳の健康度テスト」は、集団でのテストであり、一度に多くのテストができるが、時間が45分かかるため、市民が気軽に参加しづらい面もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・認知症予防教室ファシリテーター(教室のリーダー役)の養成の強化</li> <li>→ ・認知症予防教室に生活習慣病予防、重症化予防の視点も取り入れてプログラムを強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有酸素運動と脳の活性化を組み合わせたプログラム策定</li> <li>・生活習慣病対策、介護予防事業と認知症予防の一体的な取組み</li> </ul> </li> <li>→ ・MCI疑いの人のフォロー体制の強化</li> <li>→ ・市民が気軽に参加できる認知症チェックリスト(タッチパネルを使った方法など)の導入</li> </ul>

## 認知症対策・権利擁護の推進

### 方向性の柱 2 「地域での生活を支える医療と介護」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の受診、連携体制のさらなる充実</li> <li>・在宅生活を支援する介護サービスのさらなる充実</li> </ul> <p>〈参考データ〉 ●高齢者実態調査 認知症への取り組みで北九州市に期待することは、一般高齢者で「かかりつけ医から専門医療機関にスムーズに紹介・連絡できる体制づくり」が49.0%で最も多く、次に「認知症を早期に発見し、認知症予防教室などの予防活動や専門医療につなげる取り組み」が45.6%であった。</p>	<p>【早期診断・早期対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症になってしまっても住み慣れた地域で生活するためには、早期診断や早期対応が不可欠であり、その重要性を本人や家族が理解し、必要な医療や介護サービスにつながることが重要である。</li> <li>・認知症の的確な診断と行動心理症状の対応のため、認知症医療の拠点の整備が必要である。</li> </ul> <p>【地域での生活を支える医療・介護サービスの構築】 【医療・介護サービスを担う人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病院で、職員の認知症に対する理解不足や対応力の不足から、合併症などを有する認知症の人の入院が困難なケースがある。</li> <li>・認知症の人に対するケアが、個人的な経験に依拠するものや、サービス種類別に個別に行われているケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に相談できる(診察してもらえる)医療体制の構築。</li> <li>・認知症に対する医療の連携体制の充実強化。</li> <li>・一人暮らしや高齢者のみ世帯の場合、認知症による生活上の支障が顕著になってから、家族や地域住民から地域包括支援センターの相談につながることが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの拡充 ・認知症サポート医のさらなる活用や、ものわすれ外来の体制強化。</li> <li>・認知症サポート医、ものわすれ外来や、認知症疾患医療センターの連携体制の強化。</li> <li>・認知症初期集中支援チームの設置</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院勤務者向け認知症研修の実施 ・医療従事者向けの啓発物作成</li> </ul>
			<p>【情報の共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異業種間の情報共有のしくみづくり ・認知症初期集中支援チームの設置(再掲) ・認知症疾患医療センターの拡充(再掲)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅生活を支える医療や介護の体制構築が必要である。</li> </ul>	<p>【退院後の在宅支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後の生活を支える介護事例集の作成</li> </ul> <p>【往診体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で受診できる体制づくり (在宅医療連携拠点の整備推進)</li> </ul> <p>【服薬支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人に対応できる服薬支援の充実</li> </ul>

## 認知症対策・権利擁護の推進

### 方向性の柱 3 「地域での日常生活・家族の支援の強化」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
・認知症に対する地域の理解 ・安全確保に対する住民理解の全市的な広がり ・家族への相談体制のさらなる充実  〈参考データ〉  【認知症に関する意識及び実態調査結果】  ●認知症コールセンターの認知度について、「よく知っている」+「ある程度は知っている」の割合は10.1%  ●認知症(疑い含む)の在宅高齢者のうち、行方不明になったことがある人は20.9%  ●在宅高齢者の介護者のうち、介護の負担感について、「かなり負担である」+「やや負担である」の割合は59.5% ・認知症対策の重視度のうち、「医療・介護・行政との連携強化」が上位	【認知症の正しい知識の理解】 ・認知症の正しい知識を理解することは重要である。 ・地域における認知症高齢者を見守るために、正しい対応方法などが必要とされる。	・認知症の人の在宅生活を支えるためにには、医療と介護がお互いの役割・機能を理解して総合的にケアする必要がある。	→ ・認知症サポーター養成講座(再掲) ・医療・介護分野での協働を推進を図るための多職種の研修の実施
	【介護家族への支援】 ・認知症の人やその家族の孤立を防ぎ、地域をはじめとする周囲の人々と良好なコミュニケーションを築く場が必要。 ・相談体制の強化。 ・家族を支えるサービス、制度の充実。 ・認知症の周辺症状(問題行動)への対応については、在宅生活を続ける上で重要である。  ・地域包括ケア会議の普及、定着(地域包括支援に関する会議 検討事項)	・認知症カフェの普及に当たっては、経済的負担や広報などについての支援が必要(自主性、独立性の確保も重要)  ・認知症コールセンターの認知度が低い。  ・介護家族交流会の参加者から、事業の拡充を求める声がある。 ・認知症の周辺症状(問題行動)による、介護家族の体力的、精神的負担が大きい。  ・高齢者見守りサポーター事業の相談員が不足している。	→ ・認知症カフェ運営支援  → ・認知症コールセンターの広報充実  → ・介護家族交流会の拡充 ・相談体制の充実、強化 ・認知症地域支援推進員による支援  → ・高齢者見守りサポーター事業の拡充
	【認知症高齢者の安全確保】 ・本市において行方不明のままや亡くなつて発見される方がいることから徘徊に対する具体的な取組みが必要となっている。 ・認知症高齢者が事故にあったケースでは、介護家族の管理責任が問われることもある。	・SOSネットワークシステムの利用件数が少ない。(H25年度メール配信14件)  ・位置探索サービスの利用者登録が伸びていない。(H25年度末時点85名)  ・地域が主体となった徘徊模擬訓練がまだ限定期的なものである。	→ ・徘徊高齢者等SOSネットワークの利用促進 ・認知症サポーターメールの利用者増加  → ・徘徊高齢者等位置探索サービス(GPS)の登録者増加  → ・徘徊模擬訓練の開催校区の増加
	【地域での日常生活】 ・地域の実情に応じて、その地域毎に認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかわかりづらい。 ・地域で認知症の人を見守るための、地域コミュニティが十分に生かされていない。	・認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかわかりづらい。 ・地域で認知症の人を見守るための、地域コミュニティが十分に生かされていない。	→ ・認知症ケアパスの作成  → ・いのちをつなぐネットワーク事業の取組み推進 ・認知症の人を支援するためのボランティア活動の推進

## 認知症対策・権利擁護の推進

### 方向性の柱 4 「若年性認知症施策の強化」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
・若年性認知症の人へ対応  〈参考データ〉  【認知症に関する意識及び実態調査結果(若年性認知症用調査)】  ●主な介護者の年齢 55歳～64歳—61.9%  ●主な介護者の仕事の有無 「している」→38.1%  ●介護を始めてから主介護者の健康状態が「悪くなつた」という回答は33.3%であり、老年期の主な介護者は(27.2%)よりも高い傾向にあった。  ●自由記述による回答では、患者の個々の状態に対応できる医療福祉サービス・社会参加・交流の場の確保などに関する要望が見られた。	<p><b>【若年性認知症の支援体制の強化・啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症の人を支援する医療・介護スタッフ等が、若年性認知症について正しく理解することが重要。</li> <li>・若年性認知症は進行が早い上、現役世代で発症すると、その後の本人や家族に及ぼす社会的、経済的影響がかなり大きいことからも、職場や病院での早期発見、早期診断が重要。</li> </ul> <p><b>【居場所づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族のニーズに応じた居場所づくりの検討が必要。</li> <li>・若年性認知症の人が、年齢等を気にせず安心して過ごせる通所介護事業所の情報を提供することが必要。</li> </ul> <p><b>【介護家族への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護する家族も現役世代であることが多く、介護によって経済的・精神的に及ぼす影響が大きい。相談体制をより強化していくことが必要。</li> <li>・社会資源のコーディネート</li> </ul>	<p>・地域での理解を深めるためにも、若年性認知症啓発が必要。</p> <p>・若年性認知症の場合、介護保険や障害者福祉サービス、障害年金等、使えるサービスが多岐に亘るため、それぞれの窓口で適切な応対が求められる。よって、各窓口担当者は若年性認知症の支援方法などについて正しく理解しておかなければならぬ。</p> <p>・本人の状態に応じた社会資源のコーディネートが必要。</p> <p>・企業や産業医、かかりつけ医等が若年性認知症についての知識、理解を深めることが必要。</p> <p>・若年性認知症の方の数が少ない為、若年性認知症を専門的に受け入れるデイを設置しても、持続的な運営は困難と思われる。運営面の工夫が必要。</p> <p>・介護についての疑問、悩み等を相談できる場や、介護家族者同士で情報を共有できる場を設けることが必要。</p> <p>・利用できるサービスを整理し、家族に分かり易く明示できるようにすることが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症啓発月間での啓発運動</li> <li>・若年性認知症支援者向けハンドブック、リーフレットの作成、配布</li> <li>・認知症サポーターの活用</li> <li>・若年性認知症研修の実施</li> <li>・若年性認知症意見交換会の実施</li> <li>・若年性認知症の人が利用できるサービスや、居場所に関する情報提供</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症介護家族交流会の拡充</li> <li>・若年性認知症を受け入れるデイサービスの拡大</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症介護家族交流会の拡充(再掲)</li> <li>・若年性認知症の人が利用できるサービスや、居場所に関する情報提供(再掲)</li> </ul>

## 認知症対策・権利擁護の推進

### 方向性の柱 5 「地域・民間・行政が一体となった取組みの推進」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
・認知症に対する地域の理解  （参考データ）  ●認知症サポーター養成数 (平成26年3月末時点)  ●人口に占めるサポーターの割合 （政令市で第2位（平成26年3月末時点）  ※「全国キャラバン・メイト連絡協議会」の集計と本市集計の値	<p><b>【認知症サポーター養成講座へのさらなる取り組み】</b> ・認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を暖かく見守り、支えることができる地域社会を構築する。</p> <p><b>【地域が一体となった認知症対策への取組み】</b> 地域・民間・行政等の協同の取組みを推進し、認知症を地域全体で支える体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校などの教育機関で認知症について学ぶ機会が少ない。</li> <li>・民間企業で働く従業員へ認知症の理解や対応力の向上を図るとともに、雇用側に対しても若年性認知症への気づきや就労支援などの取り組みの充実を呼びかけることが必要。</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーターの養成講座の小中学校の受講拡大</li> <li>・認知症サポーターの活動の拡充</li> <li>・認知症啓発冊子の作成</li> <li>・産業医への働きかけ</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの行政が中心となって策定される認知症施策の推進計画ではなく、地域、民間、行政等の認知症を支えるものが、それぞれの垣根を越えて、認知症施策に対して共通の目標をもち、取り組み行えるよう体制を整備することが重要。</li> <li>・誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め偏見や誤解などをなくすことができるよう、認知症の人やその家族、地域住民などがともに取り組むことのできる活動や居場所づくりを行うことが重要。</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市オレンジ会議の開催</li> <li>・いのちをつなぐネットワーク会議との連携</li> <li>・北九州市版オレンジプランの作成</li> </ul>
			<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェの設置、運営への支援(再掲)</li> <li>・全市的な啓発活動の実施</li> <li>・徘徊模擬訓練の開催校区・実施地域の拡大(再掲)</li> </ul>

認知症対策・権利擁護の推進

## 方向性の柱 6 「高齢者の虐待防止対策の充実」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
・複雑化、長期化する虐待への対応の充実、強化	【早期発見・早期対応】 今後、認知症高齢者の増加や高齢者のみ世帯の増加が予想されているため、問題が深刻化する前に発見し対応することが重要である。	・虐待対応を迅速に行っていくためにも、また困難事例に適切に対応していくためにも、関係者との連携による虐待防止システムの充実・強化が必要。	→ ・高齢者虐待防止事業の強化
	【対応能力強化】 困難事例に適切に対応していくためには、関係職員の対応能力の強化が重要である。	・困難事例への対応にあたっては、多方面の関係知識の習得とともに、適時適切に関係者と連携が図れる仕組みの強化が必要。	→ ・高齢者虐待対応職員レベルアップ事業の充実 ・弁護士等専門職との連携強化
・虐待に関する市民意識の向上	【高齢者等実態調査結果】 ●「認知症への取組みで北九州市が力を入れるべきこと」について、要介護認定を受けている在宅高齢者の意識(15の選択肢から複数回答)  「虐待を防止する制度や取組みの充実」 ⇒ 第14位(12.8%)	【虐待防止の発信力強化】 虐待防止を推進するためには、虐待についての正しい理解を広めていくことが重要である。	→ ・市民向けセミナーの開催

## 認知症対策・権利擁護の推進

### 方向性の柱 7 「高齢者の権利擁護の推進」

方向性(課題)	考え方	課題	想定される新規・拡充事業の例
・権利擁護に関する市民意識の向上  〔参考データ〕  【高齢者等実態調査結果】  ●「認知症への取組みで北九州市が力を入れるべきこと」について、要介護認定を受けている在宅高齢者の意識(15の選択肢から複数回答)  「成年後見制度など、認知症の人の権利や財産を守る制度の充実」 ⇒ 第13位(13. 2%)	【権利擁護の発信力強化】  高齢者の権利や財産を守るために、権利擁護に関わる制度を市民に周知して、利用してもらうことが重要である。	・関係者との連携を強化して、権利擁護に関わる制度(成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、あんしん法律相談事業)の周知、利用促進が必要。	→  ・市民向けセミナーの開催 ・成年後見制度利用支援事業
・市民後見推進体制の充実・強化  〔参考データ〕  ●平成24年 市民後見人の育成・活用に向けた 老人福祉法の改正	【市民後見人の育成・活用】  成年後見制度の担い手として期待されている市民後見人の育成・活用に向けた取組みを強化して、高齢者の権利擁護を推進することが重要である。	・家庭裁判所や弁護士等の専門職団体と連携を図り、市民後見人の新たな活動機会を提供する仕組み(個人後見)の構築が必要。	→  ・市民後見人を支援する事業